

津奈木町住宅用火災警報器設置事業のお知らせ

津奈木町では平成21年11月から平成22年3月末までの予定で、各地区の消防団員が各家庭を巡回し、全世帯を対象に住宅用火災警報器1個の配布（高齢者世帯については取り付けを含む。）を実施しております。併せて、各家庭の火災警報器の設置状況の確認調査を実施しておりますのでご協力をお願いいたします。

なお、消防団員からの巡回がない世帯につきましては、個別に対応させていただきますので、地区消防団、又は担当課へご連絡ください。

●問い合わせ先
総務課総務班

☎78・3111（213）

平成22年春季全国火災予防運動の実施について

今年も、3月1日から7日までの7日間『消えるまでゆっくり火の元 にらめっ子』をスローガンに春の全国火災予防運動が実施されます。

【住宅火災 いのちを守る7つのポイント】

- ①寝たばこは、絶対にやめる。
- ②ストーブは、燃えやすいもの

から離れた位置で使用する。
③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

⑤寝具や衣類からの火災を防ぐために防炎品を使用する。

⑥火災を小さいうちに消すため住宅用火災警報器を設置する。

⑦お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

●問い合わせ先
水俣芦北広域行政事務組合
消防本部予防課予防係

☎63・1192

各種障害者手当について

この制度は在宅生活において介護を必要とする重度の障害者に対して支給される手当です。

手当には次の3種類があります。認定基準など詳細については、下記までお問い合わせください。

●特別障害者手当

・受給資格 20歳以上の在宅障害者で基本的に重度の障害が2つ以上重複する場合

・手当額 月額26、440円

●障害児福祉手当

・受給資格 20歳未満の在宅

障害児で重度の障害を有する場合
・手当額 月額14、380円

●特別児童扶養手当
・受給資格 20歳未満で、身体障害者手帳3級以上・療育手帳B1以上の障害を有する児童を養育している場合

・手当額
（重度障害）月額50、570円（中度障害） 月額33、800円

※障害児福祉手当と特別児童扶養手当の併給も可能です。上のいずれの手当でも3か月以上入院している場合、又は福祉施設に入所している場合は対象外になります。

●問い合わせ先
住民課住民班

☎78・3111（118）

B & G 体育館床改修工事のお知らせ

床改修工事のため、3月1日～3月19日の間B & G 体育館の使用ができません。皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

●問い合わせ先
教育委員会生涯学習班

☎78・5400

確定申告が間違っていたときなどは

確定申告をした後で、すっかりして所得の一部が申告漏れとなっていたり、扶養控除額の計算を誤ったために還付金が多過ぎたりしていることに気付かれた場合は、速やかに「修正申告」をしてください。

確定申告を期限内に行い、自動的に「修正申告」をされた場合には、過少申告加算税はかからないこととなります。また、逆に、申告した税額が多過ぎていたり、還付を受けた金額が少なかった場合には、「更正の請求」によって、正しい税額に訂正することが出来ます。

なお、この「更正の請求」ができる期間は、原則として申告期限（平成21年分は、平成22年3月15日）から一年以内となっています。

修正申告や更正の請求の手続などでお分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

●問い合わせ先
八代税務署

☎0965-3213141

※自動音声案内

スポーツ安全保険に加入しましょう

平成22年度の加入受付が始まります。団体活動を行う5名以上の方でご加入ください。

●掛け金（1人年額）

- ①子どもの団体や大人の文化・ボランティア・地域活動の団体が600円
- ②大人のスポーツをする団体が1600円
- （老人クラブの団体は800円）

●補償

- ①事故による死亡が2千万円
- ②後遺障害は最高3千万円
- ③入院1日につき4000円
- ④通院1日につき1500円
- ⑤老人クラブ団体（死亡が600万円、後遺障害は最高900万円、入院1日につき1800円、通院1日につき1000円）
- 賠償責任（てん補限度額）
- ①身体・財物賠償合算1事故5億円（ただし身体賠償は1人1億円）
- ②心臓マヒなどの突然死は180万円

※詳細はお問い合わせください。

●申込・問い合わせ先
スポーツ安全協会熊本支部

☎096-213-9015